

災害時における物資の供給等に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）及びJパック株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における物資の調達、供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生又は発生するおそれがある時において、甲が乙及び丙の協力を得て行う必要な物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に物資の調達を必要とするときは、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- （2）段ボール製間仕切り（パーティション）
- （3）段ボール製シート
- （4）その他乙及び丙の取扱商品

（調達の実施）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、できる限り取扱商品の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した暖段はこベッド等の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り暖段はこベッド等の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び運搬に要した費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる費用の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払い）

第7条 乙及び丙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかにこれを支払うものとする。
(平常時の協力)

第8条 平常時において、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙及び丙の協力を要請した場合、乙及び丙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。
(連絡窓口)

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
(情報の共有等)

第10条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。
(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙並びに丙のいずれからこの協定の延長に対し異議の申立てがないときは、更に1年間延長され、以後この例による。
(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和2年9月17日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市
久喜市長

兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地

乙 セッツカートン株式会社
代表取締役

大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号

丙 Jパックス株式会社
代表取締役